

表 1－ア 水道水質基準項目
水質検査表 <河和配水池系統>

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去 3 年間 最高値	給水栓			設 定 理 由 等
		(mg/L)		検査 頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)	
1	一般細菌	100個/㎖以下	検出せず ^a	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
2	大腸菌	不検出	検出せず ^a			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年 4 回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年 4 回	省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.57	年 4 回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07			1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02未満			1	
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			1	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			1	
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6以下	0.13		省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	
23	クロロホルム	0.06以下	0.019			4	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.006			4	
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.031			4	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.006			4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.009			4	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.002			4	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満		4		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満		省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.07			4	過去3年間の検査結果から基準の1/5を超過しているため省略しない
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.001			1	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.0			1	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	
38	塩化物イオン	200以下	13	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	36	年 4 回	省略可能	1	硬度と陰イオン界面活性剤は、原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※1)
40	蒸発残留物	500以下	110			4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			1	
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000003未満	発生時期に月 1 回	省略可能	1	夏場に 1 回実施する
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000003未満			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年 4 回	省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.6	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6			12	
48	味	異常なし	異常なし			12	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	
クリプトスプリジウム等による おそれの判断 (レベル1. 2. 3. 4)		レベル1	過去における原水からの 大腸菌群の検出の有無			無し	大腸菌検査回数 0 回
						無し	嫌気性芽胞菌検査回数 0 回
備考	※ 1	過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 1 / 5 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上にすることができる。					
	※ 2	過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 1 / 1 0 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上にすることができる。					
	※ 3	水質管理目標設定項目の中から、資機材及び消毒副生成物等の観点からニッケル、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール及び従属栄養細菌について 1 年に 1 回測定する。					

表 1－イ 水道水質基準項目
水質検査表 <上野間配水池系統>

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去 3 年間 最高値	給水栓			設 定 理 由 等
		(mg/L)		検査 頻度	検査省 略頻度	検査計画 頻度 (回/年)	
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず ^a	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
2	大腸菌	不検出	検出せず ^a			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	年 4 回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.002未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	年 4 回	省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.55	年 4 回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.07			1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.02未満			1	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満			1	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
16	シス及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.13		省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満			4	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.016			4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.004未満			4	
25	ジブromokクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004			4	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満			4	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.027			4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.006			4	
29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/l以下	0.008			4	
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満			4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.005未満			4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.011		省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.07			4	過去3年間の検査結果から基準の1/5を超過しているため省略しない
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01未満			1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.011			1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.7			1	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満			1	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	14	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	39	年 4 回		1	硬度と陰イオン界面活性剤は、原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※1)
40	蒸発残留物	500mg/l以下	98			4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満			1	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000003未満	発生時期に月 1 回	省略可能	1	夏場に 1 回実施する
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000003未満			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	年 4 回		1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満			1	
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.7				
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
48	味	異常なし	異常なし			12	
49	臭気	異常なし	異常なし			12	
50	色度	5度以下	0.5未満			12	
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	
クリプトスプリジウム等による おそれの判断 (レベル1. 2. 3. 4)		レベル1	過去における原水からの 大腸菌群の検出の有無			無し	大腸菌検査回数 0 回
						嫌気性芽胞菌検査回数 0 回	
備考	※1 過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 1 / 5 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上にすることができる。						
	※2 過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 1 / 1 0 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上にすることができる。						